

新型コロナウイルスの感染拡大の影響による ガス料金特例措置の追加対応について

株式会社東栄商会

新型コロナウイルスの感染症に感染された皆さまや生活に影響を受けられている皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

株式会社東栄商会では、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例措置に基づく貸し付けを受けたお客様を対象として、お客様から当社に申し出があった場合には、下記の通りガス料金の特例措置を講ずることといたします。

なお指定旧供給地点小売供給約款に関する特例措置は関東経済産業局長へ「指定旧供給地点小売供給約款以外の供給条件」の実施について許可申請を行い認可されたものです。

記

1.適応対象

(1)新型コロナウイルス感染拡大の影響により、生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の貸付を受け、お申し出いただいたお客様(社会福祉協議会からの貸付の決定通知書をご提示いただきます。)

2.特例措置の内容

2022年3月検針分までガス料金の支払期限をそれぞれ1ヶ月延長いたします。

3.特例措置のお問い合わせ・お申込み先

株式会社東栄商会

和泉町支店 045-802-0568

【受付時間】 平日(土日祝日を除く) 9:00～17:00